

物件調書

物件番号 1 (旧県営鴻巣原馬室住宅跡地)

参 考 価 格		48,601,371円
土 地	所 在 地	鴻巣市小松 3 丁目 4 7 6 4 番 7
	地 目	宅地
	面 積	7 0 5 . 3 9 m ²
	現 況	宅地
	形 状	長方形地
	道 路 付	市道 B 5 3 7 号線 (認定幅員 4.0m～6.0m) 敷地北西側及び北東側
法 令 制 限	用 途	第一種住居地域 (指定建ぺい率 60% / 指定容積率 200%)
	都市施設	都市計画道路区域内 (3・4・8 号北 2 号線)
	建築制限	市街化区域、居住誘導区域
	防火地域	なし
	文 化 財	なし
	都 市 計 画 法 ・ 建 築 基 準 法 に 関 する 事 項	鴻巣市都市計画課 : 0 4 8 - 5 4 1 - 1 3 2 1 (代表) 鴻巣市建築住宅課 : 0 4 8 - 5 4 1 - 1 3 2 1 (代表) 埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在 : 0 4 8 0 - 3 4 - 2 3 8 5 ※建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の一部は県、同項第 2 号の一部及び第 3 号は市
私道の負担等		なし
給 排 施 設	電 気	なし
	ガ ス	都市ガス 可
	上 水 道	可
	下 水 道	可
交 通 機 関		J R 高崎線北本駅から 約 1 . 2 km
公 共 機 関		鴻巣市松原小学校 : 約 7 0 0 m 鴻巣市鴻巣南中学校 : 約 1 . 1 km
周 辺 状 況		中小規模の戸建住宅を中心として、低層の賃貸アパートや畑等農地が見られる住宅地域。
特 記 事 項		別紙

※ この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

○特記事項

- 1 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- 2 現況有姿の引渡しとなります。この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。必ず入札参加者御自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- 3 確定測量は実施済みです。
- 4 従前建設されていたコンクリートブロック造平屋建ての県営住宅は、基礎を含め解体撤去済みであり、杭の使用はありません。（従前建物解体工事図面（抜粋）参照）
- 5 土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査については実施していません。
- 6 土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。
- 7 越境物等があった場合は、県は越境状態の解消等を行っていないため、落札者が越境物所有者と協議してください。
- 8 売買物件を以下の用途に供することを禁じます。また、これらの用に供されることを知りながら、乙は本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。
 - （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用
 - （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用
 - （３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用
 - （４）破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- 9 北本都市計画道路区域に含まれるため、建築物を建築する場合は、都市計画法第 53 条第 1 項の規定により、市長の許可を受けなければなりません。